



新型コロナウイルス 感染症対策

危機管理対応 マニュアル
(感染症編)

公益社団法人 曽於市シルバー人材センター

〒899-8604

鹿児島県曾於市

末吉町諏訪方 8472 番地 1

TEL : 0986-76-2101

Fax : 0986-76-3422

E-mail : sooshi@sjc.ne.jp

新型コロナウイルス（COVID-19）が全世界に蔓延している中、感染の拡大防止のためセンターでも従業員の生命・健康の保持に努めなければならない。

ここに感染症や自然災害等に係る、あらゆる災害に目を向けて、危機管理マニュアルを作成した。

（1）組織体制と協議

本件は、主に感染症に対する危機管理マニュアルで、感染拡大の状況に応じて、センターの上層部が今後の方針や対策を全社員・会員に説明する。

①感染症対策の体制

センターは小規模な事業所であり、委員会を介して、理事会で感染症の対策を協議するものである。

②派遣先・請負または委任先と今後の方針について協議

センターの状況を派遣先・請負または委任先にわかりやすく説明をする。また会員の就業については慎重に協議する。

（2）日常対策

①毎日の体調管理・検温

社員・会員は毎日の体調管理を行なわなければならない。尚、体調が優れないときは、なるべく早くかかりつけの病院等の受診をすること。また毎日1回体温をチェックしなければならない。

②不要不急の外出

不要不急の外出は行なわないこと。また政府による緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の対象になっている場所には極力近寄らないようにすること。

県外に出る場合は別紙（県外移動届）を提出すること。

③手洗いの励行

外出時・食事前・会議室やトイレを利用した場合は、利用前後にしっかりと手洗いをおこなうように指導する。

またアルコール消毒を併用しムラがないように消毒を徹底する。

④マスクの着用

マスクは飛散の吐き出し・吸い込みを抑えることが出来るため、その効果は認められる。

人と接する時は面倒がらずにマスクの着用を徹底する。

⑤ 3 密を避ける

人との接触時は、シールド等を利用して会話を出来るだけ行なうこと。また、ソーシャルディスタンスを 1 から 2 m あけて密になる状況を作らないようにしなければならない。

⑥空気清浄機やこまめな換気を行なう

風通りをよくした環境の整備をすること。空気清浄機は高性能の機種で対応すること。

(3) 会議・イベント等の開催

①会議は出来るだけ少人数で行ない、開催前の検温・消毒・マスク等の確認を怠らない

②対面方式の会議ではなく、教室方で行なう。会議中は大きな声を出さない、会議時間となるべく短時間でこなす、換気を徹底するなど感染予防を行なわなければならない。

③緊急事態宣言等が政府より発令された場合は、イベントを中止する。

(4) 勤務・就業について

① 疑コロナ感染の対処方法を示す

社員・会員については日頃から行動リストを付けることを推奨する

体調の変化	感染の疑い	感染
発熱	37.5°C以上の体温 せきが続く	
せき	身体がいつもよりだるい・息苦しい	
倦怠感	病院で検査（かかりつけ医に相談・市役所に相談・保健所に相談） ①PCR検査を行なうか？ ②PCR検査を行なう必要が無いか？→医師・保健所・市の判断	
	PCR検査を受けた	
	陰性 症状が治まるまで 自宅待機 3日間自処	陽性 <u>連合会に様式で報告</u> 保健所の指示に 出勤停止 ①自宅待機 ②ホテルなどの療養所 ③コロナ病床
	新型コロナについてのQ&A（別紙）参照のこと	他の濃厚接触者がいないか 濃厚接触者のPCR検査 行動履歴の解明 保健所の判断

※陽性の判断が出た場合、他との接触はしない。センター及び就業先に連絡。

※就業先が人手不足で人材が必要な場合は先方と協議する。

②濃厚接触者となったとき

◇保健所の連絡以外（新聞や TV・ラジオ等）で濃厚接触者と判断されるときの対応として、直ちに責任者の連絡のこと。他者との接触を行なわない。

◇保健所へ連絡し、保健所からの指示を待つ。10日間の自宅待機とする。

◇自宅では検温・体調を記録すること

◇感染が確定した場合は、①の感染の項目と同じ。

③感染解除

◇発症後 10 日かつ症状軽快後 72 時間が経過していること。（最短 10 日）

◇症状軽快後 24 時間経過後、24 時間以上間隔をあけて 2 回目の PCR 検査で陰性を確認

（5）相談・報告窓口

①曾於市

福祉事務所

- 住所：鹿児島県曾於市財部町南俣 11275
- 電話：0986-72-0943

保健課

- 住所：鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980
- 電話：0986-76-8806

②志布志保健所

- 住所：鹿児島県志布志市志布志町志布志 2-1-11
- 電話：099-472-1021

③鹿児島県シルバー人材センター連合会

- 住所：鹿児島県鹿児島市中央町9番地1 鹿児島中央第一生命ビルディング 8F
- 電話：099-206-5422

県外移動届

令和 年 月 日

公益社団法人
曾於市シルバー人材センター
理事長 富岡 浩一 殿

氏名：

私は、鹿児島県内居住地から一時的に移動しますので、理事長・副理事長等の了承のうえ、下記のとおり届出いたします。

また、私ならびに曾於市シルバー人材センターの安全管理、危機管理、事故対応を目的として、移動中や鹿児島県外（宮崎県を除く）滞在中に発生した私の事故、疾病等についての情報（個人情報を含む）に関し、曾於市シルバー人材センターが必要と認める機関等との間で授受することに同意いたします。

1. 理由	<input type="checkbox"/> 旅行のため <input type="checkbox"/> 帰省のため <input type="checkbox"/> 通院・手術のため <input type="checkbox"/> その他（ ）
2. 移動先	(複数ある場合は日程ごとに滞在地を記入してください。)
3. 予定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
4. 緊急時の連絡先	電話番号： メールアドレス：
5. 備考	

確認欄



【注意事項】

- (1) 鹿児島県内に戻ってから 14 日間は不要不急の外出を自粛し、検温と健康観察を行うこと。
- (2) 移動先でも不要不急の外出、密閉・密集・密接の条件が重なる場所を避け、咳エチケットや手指消毒等の対策を講じること。
- (3) 移動先で体調不良等があった場合は直ちに次長・局長に連絡し、その指示に従うこと。



新型コロナ感染に対する Q & A

鹿児島県内でもコロナが多数発生しております。会員の皆様におかれましては日頃の手洗いの励行、マスク着用、ソーシャルディスタンスを守り、『密』になる状況を作らないようにしましょう。

最近の新型コロナに対する事務所の対処 Q & A をまとめました。ご参考にしてください。

(会員・就業先・センター編) 原則志布志保健所・国・県の指示に従います。

Q1: 当センターの会員が感染した場合どうなりますか？

A1: 国・県の対策に基づいて自宅・医療機関で療養していただきます。完全に陰性が確認されるまでは就業禁止です。一緒に就業している方が居たらすぐに検査を受けて戴きます。



Q2: 当センターの職員・臨時職員・コーディネーターが感染した場合はどうなりますか？

A2: 市・県への報告をすると共に、感染していた場合、約 2 週間程度、全事務所は休業となります。

Q3: 就業先でコロナが発生した場合はどうなりますか？

A3: 就業をすぐに止めてください。症状がある場合は検査機関を受診するようお願いします。(センター要報告)



(休業補償)

Q4:請負で働いています。コロナの影響で仕事を休んで欲しいと言われました。配分金の補償はありますか？

A4:請負い・委任の場合、会員は個人事業者となり自己の責任において仕事を請負っている状況です。発注者・センターとの間に雇用関係が無いことから、労働法上の休業補償等対象となりません。但し、会員は配分金を雑所得として申告していますので、不動産収入・利子・配当・給与・公的年金等よりも雑所得が高額である場合は、持続化給付の対象となります。詳しくは持続化給付金コールセンター(0120-115-570)にご相談ください。

Q5:派遣で働いています。コロナの影響で仕事を休んで欲しいと言われました。

A5:派遣は雇用契約が発生しているので、休業補償の対象になります。センターから案内を致しておりますのでご相談ください。



2020/07/06 事務局